別紙様式第十五号の二1㉙を次のように改める。

⑳　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）			うち顧客の資産の額を前提とした契約	
投資者の区分	契約件数		契約件数	資産額
適格機関投資家		件	件	百万円
適格機関投資家以外の者		件	件	百万円
	うち個人	件	件	百万円
合計		件	件	百万円

（注意事項）

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外の者	

（注意事項）

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③　内部管理の状況

（注意事項）

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

④　投資助言報酬　　百万円

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第四号ロ中「又は外国投資証券で投資証券」を「、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券」に改める。

第十一条に次の一号を加える。

五　新投資口予約権証券に関する事項

第十四条に次の一号を加える。

八　新投資口予約権証券

第二十九条に次の一号を加える。

五　新投資口予約権証券

別表第五毎日の項中「優先出資証券は、銘柄別に、額面金額及び数量」を「優先出資証券は、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格、最終価格及び数量」に、「投資証券は、銘柄別に、額面金額及び数量」を「投資証券及び新投資口予約権証券は、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格、最終価格及び数量」に改め、「五　資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券の額面金額は、毎月一回報告することで足りる。」を削り、「六　最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低、最初及び最終の価格を毎日報告すること。」を「五　最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低、最初及び最終の価格を毎日報告すること。」に改める。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二第一項第四号ロ中「又は外国投資証券で投資証券」を「、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券」に改める。

別紙様式第十三号8を削り、同様式9を同様式8とする。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項に次の二号を加える。

三　新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。次号において同じ。）

四　外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類するもの

第十条の二第二項中「外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの」を「次に掲げる権利」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二　新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。次号において同じ。）

三　外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。ただし、第二条（別紙様式第三号記載上の注意16及び別紙様式第四号記載上の注意16の改正規定に限る。）及び第十五条（別紙様式第十三号の改正規定に限る。）の規定は、同年七月二十二日から施行する。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価証券開示府令」という。）第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式、第四号の四様式（新特定有価証券開示府令第四号の四の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式（新特定有価証券開示府令第五号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式、第五号の五様式（新特定有価証券開示府令第五号の五の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式、第六号の二様式（新特定有価証券開示府令第六号の二の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十五号様式（新特定有価証券開示府令第十五号の二様式及び第十五号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十六